

特別警報発令時等の対処について

令和6年7月1日

悪天候等による特別警報等への対処については以下のとおりとします。

(1) 前日に休校等を判断する（できる）場合

HRで生徒に伝えるとともに、スタディーサプリで保護者等に連絡をします。

(2) 前日に休校等を判断できない場合

① 当日午前6時の時点で筑豊地方または居住地に

「特別警報」（大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）が

○発令されていない場合 ⇒ 通常通り授業

○発令されている場合 ⇒ 自宅待機（②へ）

② 当日午前11時までに「特別警報」が

○解除された場合 ⇒ 安全に登校できることを確認した上で登校

○解除されていない場合 ⇒ 自宅待機

(3) 登校後、午前中に特別警報等が発令される、もしくは午後が発令されそうな場合

早く帰宅させたほうがよいと判断される場合は、下校時間を繰り上げ、スタディーサプリで保護者等に連絡をします。

※1 午前6時時点の判断時にはスタディーサプリを配信することはできません。

※2 暴風については台風の接近に伴うものに限ります（春の暴風警報等は含みません）。

※3 公共交通機関利用者で利用交通機関が途絶している場合、あるいは自身の安全を確保できないと判断される場合は、自宅待機してください。（学校への連絡）

※4 電話による問い合わせは電話殺到による不通が発生するため控えてください。

これらの対処は、原則としての対応です。居住地や通学路など災害時の状況は異なります。いかなる場合も、身の安全を最優先に判断、行動してください。